

大阪府監査委員告示第46号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、大阪府知事から監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定により当該通知に係る事項を次のとおり公表する。

平成28年7月29日

大阪府監査委員 大西 寛文
同 山本 浩二
同 岸本 佳浩
同 森田 秀朗
同 土井 達也

委員意見に対する措置 (個人府民税について)

監査対象機関名	大阪府北河内府税事務所	
監査実施年月日	委員 平成24年12月14日	事務局 平成24年11月9日
	監査の結果	措置の状況
	<p>北河内府税事務所における平成23年度の個人府民税の収入未済額は3,368百万円であり、同府税事務所の収入未済額4,200百万円の80.2%と高い割合を占めている。また、同府税事務所の個人府民税の収入歩合は90.9%であり、大阪市内府税事務所全体の収入歩合である90.1%に次いで低い率を示しており、個人府民税の収入歩合の向上が課題となっている。</p> <p>そのためには次の点について検討されたい。</p> <p>1 個人府民税の特別徴収への切替え促進について 北河内府税事務所の特別徴収件数比率をみると63.5%であ</p>	<p>1 個人府民税の特別徴収への切替え促進について、平成30年度から特別徴収未実施の給与支払者を一斉に特別徴収義務者に指定し、個人住民税（個人府民税及び市町村民税）を給与から天引きして納める特別徴収の徹底に向けて、府と府内全市町村が連携した取組を進めています。</p> <p>これまでの経過としては、平成26年度に府内各地域から選んだ8市で構成する「個人住民税の特別徴収推進検討会」を設置のうえ検討を行い、平成27年4月には府内全市町村で構成する「大阪府個人住民税特別徴収推進会議」を設置し、そこで決定した一斉指定の基本方針等の事項についての共通課題の検討等を行うため、当推進会議に「幹事会」を置き、更に地域</p>

り、納税義務者自身が納付する「普通徴収」から給与支払者（事務所・事業所等）が徴収し、一括して市町村に納入する「特別徴収」への切替えによる収入増を見込めるものと思われる。特に門真市や四條畷市は当該比率が50%台であり、特別徴収義務者への具体的な働きかけを市と連携して取り組む必要がある。

2 市との具体的連携について

収入歩合の向上のためには、各市の実状を踏まえ、北河内府税事務所を主体として、改組した税務事務連携協議会を機能的に運営し、各市における徴収の取組みにおける阻害要因について分析した上で、市と共同し目標設定や具体的な行動計画を策定し実行するなどの対応について検討されたい。特に、市の取組が十分ではない普通徴収による個人府民税の滞納事案については早期に対応されたい。

の実情に応じた取組方策の企画・立案等を行うため、大阪市及び大阪市以外の地域を所管する各府税事務所の管内市町村で構成される「地域部会」を設置し、一斉指定に向けた基本方針を確認しました。

なお、地域部会には北河内府税事務所の管内7市が参加しており、北河内府税事務所と連携して、一斉指定に向けた取組を進めています。

また、同年9月には平成30年度から一斉指定を実施することを宣言した「オール大阪共同アピール」を採択し、その後、府及び各市町村において具体的な取組を定めた「実施計画」を策定し、平成30年度の一斉指定の実施に向け、計画的に取組を進めています。

2 個人府民税に係る滞納事案の対応について、平成25・26年度においては、府・市町村連携センターによる府職員の管内市（H25：寝屋川市・大東市・門真市、H26：守口市・大東市・四條畷市）への派遣や税務事務連携協議会による各市との連携を行ってきました。

また、更に取組を強化するため、平成27年4月1日に府と27市町の参加による「大阪府域地方税徴収機構（府と市町の職員が相互に身分を併任して滞納事案を共同して徴収する組織）」を設置し、府内市町から個人住民税を中心とした徴収が困難な滞納事案の引継ぎを受けて、滞納処分を前提とした積極的な滞納整理を行い、税込確保及び収入未済額の圧縮に努めています。

なお、当機構には、管内6市（守口市・寝屋川市・大東市・門真市・四條畷市・交野市）が参加しています。